

## 検察官の俸給を一律に引き下げるについて

検察庁法第25条において、検察官の俸給がその意思に反して減額されないと定められている趣旨は、検察権が公正に行使されるためには、検察権の立法権及び他の行政権からの独立が保障されていることが必要であるところ、検察官に対して身分上不利益な処分が課されることを防止することにより、検察権行使に不当な影響力が及ぶことを排除し、検察権の独立を担保することにある。

今回の俸給引下げは、厳しい経済・雇用情勢の中、公務員の月例給が民間を上回っていることから、公務員の月例給を民間の水準まで引き下げるとしているのに伴い、検察官一般の俸給を同じ割合で引き下げるとしているのであるから、検察官の身分保障の趣旨に反するものではなく、同規定には反しないと解される。

### 検察庁法25条

「検察官は、前3条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りではない。」